

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司
(J A S D A Q ・ コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏名 代表取締役副社長 石原 直樹
電 話 03-5766-9870

第三者割当による新株式発行及び 第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式の発行及び第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行について決議致しましたので、お知らせ致します。

記

I. 第三者割当による新株式発行及び第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行

1. 募集の概要

(1) 新株式発行募集の概要

(1) 発行新株式数	普通株式 686, 200 株
(2) 発行価額	1 株につき 419 円
(3) 発行価額の総額	287, 517, 800 円
(4) 資本組入額	1 株につき 210 円
(5) 資本組入額の総額	144, 102, 000 円
(6) 払込期日	平成 26 年 11 月 17 日
(7) 募集又は割当方法	第三者割当

(割当先)	Brilliance Hedge Fund (35,700 株) Brilliance Multi Strategy Fund (107,300 株) Brilliance Strategic Partners Fund (35,700 株) サンポー食品株式会社 (47,700 株) 株式会社大古會 (71,500 株) 株式会社ベイビーブラックス (22,600 株) ネクス M2M 投資事業組合 (45,300 株) KST トラストファンド投資事業組合 (66,800 株) M2M トラスト投資事業組合 (40,500 株) IT トラスト投資事業組合 (40,500 株) YT トラスト投資事業組合 (45,300 株) 投資事業組合 F ターゲットファンド (105,000 株) 投資事業組合 S ターゲットファンド (14,300 株) 武田将宣 (2,000 株) 古賀勝 (2,000 株) 城丸修一 (2,000 株) 吉元麻衣子 (2,000 株)
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

(2) 無担保転換社債型新株予約権付社債

第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	平成 26 年 11 月 17 日
(2) 新株予約権の総数	815 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の額面金額 100,000,000 円と 15,000,000 円の 2 種 本社債の発行価額 本社債の額面金額 100 円につき 100 円 本社債に付された新株予約権の数 額面 1,000,000 円あたり 1 個 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,944,600 株
(5) 資金調達額	815,000,000 円
(6) 行使価額 (又は転換価額)	419 円
(7) 行使期間	平成 26 年 11 月 17 日から平成 29 年 11 月 16 日 発行時から平成 27 年 11 月 16 日までの間は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）の金額に 1.5 を乗じた金額（629 円）を超過した日以降でなければ本付属新株予約権の行使はできない（終値の小数点以下は切上げ）。
(8) 募集又は割当方法	第三者割当

(割当先)	第三者割当の方法により、MARVEL TIME GLOBAL LIMITEDに260,000,000円(額面100,000,000円の本社債2個、15,000,000円の本社債4個)、Brillance Hedge Fundに45,000,000円(額面15,000,000円の本社債3個)、Brillance Multi Strategy Fundに120,000,000円(額面15,000,000円の本社債8個)、Brillance Strategic Partners Fundに60,000,000円(額面15,000,000円の本社債4個)、株式会社フィスコに200,000,000円(額面100,000,000円の本社債2個)、アマノ本部株式会社に100,000,000円(額面100,000,000円の本社債1個)、深海 康史に30,000,000円(額面15,000,000円の本社債2個)を割り当てる。
(9) 償還価額	各本社債の額面100円につき金100円
(10) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

当社が注力するM2M※分野は、急速な市場拡大が見込まれており、市場規模は2013年度に約2,377億円であったものが2018年度に約11,700億円へと成長する試算があるなど(出所:野村総合研究所「ITナビゲーター2014年度版」)、引き続き非常に関心が高まっております。

※「M2M」とは、ネットワークにつながれた機器同士が相互に情報を交換し、さまざまな制御を自動的に行うシステムで、人手を介することなく相互に情報交換できることが大きなメリットです。そのため、パソコンやサーバーだけではなく、車両運転管理システムとの融合による運転状況の管理、自動販売機の在庫管理や故障等のモニタリング、エレベーターやATMの遠隔監視や故障等のモニタリング、電気・ガスのメーターの遠隔検針やセキュリティ対策など、多種多様な分野で導入されています。

M2M市場の構造は機能分化されており、デバイス機器の提供、通信回線の提供、サーバーの提供、アプリケーションの提供などのサービスが複合してマーケットが形成されています。当社は今までデバイス機器の提供のみをおこなっていましたが、M2M市場の成長を上回るスピードでシェアの確保及び確固たる収益基盤を確保するために、子会社である、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社(本社:東京都港区南青山5-4-30、代表取締役社長:石井 諭)、株式会社ネクス・ソリューションズ(本社:東京都港区南青山5-4-30、代表取締役:石原 直樹)、株式会社ケアオンライン(本社:東京都港区南青山5-4-30、代表取締役社長:石原 直樹)を含めたネクスグループとして、ネクス単体でのハードウェア製品の提供だけに留まらず、サーバーアプリケーションなどのソフトウェアも含めたM2M市場のバリューチェーンの垂直統合を進め、ワンストップサービスによるメリット提供、バリューチェーン全体での利益の最大化を目指しております。

当社単体としてはデバイス機器の提供を強化するために新たな製品の開発、新たな領域へのドメインの拡大を進めております。平成25年10月末日には株式会社エイビット(本社:東京都八王子市南町3-10、代表取締役:檜山 竹生、以下「エイビット社」という)と業務提携に関する基本合意書を締結し、平成25年11月に、株式会社エイビット・ホールディングスを引受先とする第三者割当増資を実施いたしました。当該業務提携により、両社それぞれが保有している様々な技術を融合させ共同研究開発を行なうことで、M2M分野における新たな技術の創造を目指すとともに、エイビット社が得意とするコンシューマ分野と当社のM2M分野、双方の顧客基盤の活用や、既存製品も含めた製品部品の共同購買等による原価低減などにより、両社の更なる販売拡大及び利益の拡大を見込んでおります。なお、株式会社エイビット・ホールディングスを引受先とする第三者割当増資による資金につきましては、表1のとおり当該調達資金の約300.7百万円の資金用途はエイビット社との業務提携のもと同社との共同開発の開発資金として、人件費及び外注費として約170百万円、材料費として約40百万円、市場調査、その他費用と

して約 10 百万円を充当しております。市場調査と商品設計に時間をかけたため、当初予定しておりました資金の支出予定時期（当初平成 25 年 11 月～平成 26 年 10 月）を 2 ヶ月ほど遅れておりますが、残金に付きましても当該開発資金として適宜充当をしていきます。

表 1

資金使途	具体的な使途	調達金額	充当額(平成 26 年 8 月現在)	残金の支出予定時期
M2M モジュール製品の開発費用	人件費及び外注費	200 百万円	170 百万円	平成 26 年 12 月
	材料費	80 百万円	40 百万円	
	市場調査等、その他	20.7 百万円	10 百万円	
合計		300.7 百万円	220 百万円	

また、ドメイン拡大の具体的なモデルケースの 1 つとして、スタートさせた農業 ICT 事業（農業に対する ICT（情報通信技術）の適用により、新農法と組み合わせて商品化していく事業）「NCXX FARM」（<http://farm.ncxx.co.jp/>）では、花巻本社の遊休地を利用した試験農園において、気温、湿度、土壌温度、土壌水分等の環境データの収集を行いながら第 2 期の収穫を開始しました。平成 25 年 5 月には、きのこの SATO 株式会社と共同で、「第 12 回岩手商工連携ファンド地域活性化支援事業」の採択を受け、農業 ICT を活用したきのこの栽培管理システムを開発しました。また、花巻市生まれの童話作家、宮沢賢治の未完成童話である「黄いろのトマト」を文庫本として復元し、その本とともに、多段式ポットを利用した化学的土壌マネジメントと、当社通信事業のノウハウを活用した農業 ICT 技術を用いて、デジタル管理・栽培したミニトマトを同梱した観光お土産品「黄いろのトマト」の販売を開始しました。

さらに、平成 25 年 12 月 11 日付で、全国 400 施設以上に介護事業者向け ASP サービスを提供する「Care Online 株式会社」の全株式を取得し、子会社化したことにより、高齢者人口の増加を背景に拡大を続ける介護業界のエンドマーケットへも積極的に M2M 製品を含めたデバイス製品の提供をすすめていきます。

一方、M2M 市場のバリューチェーンの垂直統合については、平成 26 年 1 月 31 日を効力発生日とした吸収分割契約により、株式会社 SJI（本社：東京都品川区、代表取締役会長兼社長：石濱 人樹）の国内事業部を、当社子会社である株式会社ネクス・ソリューションズに承継を致しました。同社の持つソフトウェア開発力と、当社のハードウェア開発力とを合わせる事により、デバイス機器だけの提供に留まらず、サーバーアプリケーションなどのソフトウェアサービスを合わせて提供することが可能になります。

また、その具体的な案件として、平成 26 年 4 月 30 日付で株式会社ヴィストンとの介護ロボットの共同開発を開始しました。本件共同開発は、株式会社ヴィストンの開発する介護ロボットに対し、当社の通信モジュールを組み込むことで、将来的に介護ロボットの遠隔制御や状態監視、高齢者の見守り、音声や画像の送信、ロボットのソフトウェアのアップデート等を実現します。また、株式会社ネクス・ソリューションズでは、ロボットから収集したデータを蓄積するサーバーやそのデータを活用し役立てる為のアプリケーションの開発を行うことで、スタンドアローンのロボットでは実現できない様々な可能性・拡張性を付加させる事が可能です。さらに、開発にあたっては、サイバーダイン株式会社のロボットスーツ HAL®などの介護現場への試験導入や、自らも介護ロボット研究の実績がある、都内最大級の介護施設運営法人と提携をすることで、高齢者にとってユーザビリティが高い製品、また介護者側の視点で必要な機能を実装するため、介護施設におけるマーケティングや試作機の導入を繰り返しながら、生の介護の現場に最適な、必要とされる介護ロボットの開発を行っております。

そして、平成 26 年 2 月 28 日付で、平成 26 年 11 月期を初年度とする中期三ヶ年計画を新たに策定し、

中長期的に M2M 分野の市場成長を上回るスピードでの成長を目指すこととしました。新製品の開発につきましては、お客様より開発資金を頂く受託開発と自己資金による開発があります。前者は、自社で開発資金がかからないというメリットが有る一方で、マーケットの状況に関係なくお客様からの受注が無いと開発着手ができません。そのため市場への製品投入のタイミングを逸する可能性があります。また販売先が当該顧客に限られる為、幅広く販売を行う事が出来ません。一方後者は自己資金が必要ですが、技術力・企画力を活かすことで、マーケットの需要に遅れる事無く開発に着手でき、また、販売先が限定される事無く複数の顧客に幅広く販売を行う事が出来ます。後述します、現在開発中及び開発を予定している新製品（来期以降に販売を予定）につきましては、その利便性と汎用性の高さから、販売先を限定されない自己資金による開発を行なう予定です。しかしながら、平成 26 年 10 月 10 日付け適時開示「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当期の売上及び各損益項目につき、大幅な下方修正を行っており、当初見込んでいた資金が不足することになりました。それにより、M2M の製品の仕入代金の支払いから、資金回収に至るまでは半年から 9 ヶ月という期間を要しますが、現在のフリーキャッシュ・フローを鑑みると上記計画を達成するために想定される新製品への開発資金や仕入、また、前述した M2M 分野の事業垂直統合における拡大戦略を実施していく上で、既存事業とシナジー効果がある企業との業務提携及び M&A に要する資金が不足する見込みとなりました。業務提携並びに M&A においては、複数の案件を検討しておりますが、スピード感を持った案件取組みが必須であること、また業務提携並びに M&A 案件が成約するタイミングが不確実であることを鑑み、資金が必要な時に支払いが出来ないという機会損失発生リスクを避けるため、本資金調達にて先行して資金を確保する必要がございます。なお、取締役会決議時点で業務提携及び M&A の内容については、具体的に決まっておりません。よって、資金調達後、交渉の結果として M&A の資金充当状況が変更される場合は速やかに資金用途の変更に係る開示を行います。

現段階におきまして、金融機関から運転資金の借入はご融資していただいておりますが、業績進捗が芳しくないため新製品開発や設備投資を目的とした大口かつ長期借入金の調達は未だ困難であることから、本資金調達を実施する事となりました。

3. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額（新株式）	287,517,800 円
② 払込金額の総額（新株予約券付社債）	815,000,000 円
③ 小計	1,102,517,800 円
④ 発行諸費用の概算額	5,000,000 円
⑤ 差引手取概算額	1,097,517,800 円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 ②払込金額の総額は、本件新株式と同日に決議をおこなう株式会社ネクス第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の事をさします。

3. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用 1,000,000 円、第三者評価機関による証券価値算定費用等 2,000,000 円、第三者調査機関による調査料 600,000 円、印刷会社費用 1,000,000 円、登記関連費用等 400,000 円であります。

(2) 調達する資金の具体的使途

新発行による資金調達の具体的な使途については、以下のとおりであります。

使途	金額	支出予定時期
①M2M 関連製品開発の為の外注費、その他経費等	500 百万円	平成 26 年 12 月～平成 27 年 11 月

②デバイス事業に置ける一部製品の 一括仕入の為の資金	297 百万円	平成 27 年 3 月～平成 27 年 6 月
③その他資本提携、投資資金等	300 百万円	平成 26 年 12 月～平成 27 年 11 月
合計	1,097 百万円	

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

- ① 今後急速な市場拡大が見込まれるM2M分野において、確固たるシェアを確保するため、継続的且つタイムリーに新製品を市場に投入する為の開発費に使用します。当該開発費は、来期以降に市場に投入を予定している4種の新製品の開発費に充当致します。今後着手する新たな商品開発の為の開発外注費および認証費用を含むその他費用として約360百万円、その他検査機器等への投資、量産に向けた設備設計や金型設計等の外注費、エンジニアリングサンプル、プリプロダクションサンプル等のサンプル品の費用、及び作成に当たるイニシャル費用(治具、工具等の購入や、検査機器購入やリース費用、検査の為の環境整備(レンタルルーム等)、金型作成、出張費等になります。)として約140百万円を使用する予定です。
- ② 前述した4種の開発製品は、海外の提携企業にてODM※を行い、ODM先で量産された完成品を当社が仕入れたうえで販売を行います。そのうち、一部製品については、現時点で顧客より具体的な受注見込みをうけております。安定的に多くの受注を受ける見通しのため、昨今の円安の動向や大量発注による原価低減、またタイムリーに顧客のニーズに応えるために、受注見込みを受けている製品の一括仕入を行なうため297百万円を予定しています。
- ③ M2M分野の事業垂直統合における拡大戦略を実施していく上で、既存事業とシナジー効果がある企業との業務提携及びM&Aを検討しており、その際に新製品の共同研究開発や株式取得等にておよそ300百万円の拠出が必要になる可能性があるから、本資金の使用を予定しております。また業務提携及びM&Aに資金が充当されなかった場合は、②記載の製品の一括仕入れ資金及び翌期以降の開発資金へ充当する予定です。

※「ODM」とは、Original Design Manufacturingの略語で、委託者のブランドで製品を設計・生産することをいいます。

4. 調達手段に関する合理性に関する考え方

M2M分野に置ける事業拡大戦略を実施していくうえで、平成26年2月28日付で開示しました中期3ヶ年計画の来期以降の2年間に想定される資金を調達する手段として、自己資金に加え、金融機関からの借入れ等を検討し、金融機関に対し間接金融による融資等を打診してまいりました。しかしながら平成25年11月期は経常黒字を達成したものの、平成26年11月期第1四半期決算において、顧客要求の仕様変更に応えるため、追加での開発を行った事で、新規製品の第1四半期での市場投入が出来ず、不本意ながら経常損失を計上しました。また第2四半期において黒字化はしましたが、業績の進捗については十分な改善には至りませんでした。さらに、デバイス事業における長期間の導入実績のある一製品において顧客からの更なる価格引き下げの要求があり、当該製品の粗利率が10%以下と低く、さらに当該製品が近々製品ライフサイクルの終焉を迎える製品であること等を考慮し、予定していた今期販売を取りやめました。前述した第1四半期での開発延長に伴い、販売開始タイミングが第2四半期以降にずれ込んだ製品において、売上の一部が来期にずれ込むことが判明し、平成26年10月10日付で「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の開示を行った事で、金融機関からの直近での長期間の借入及び纏まった金額の資金調達が困難な状況です。

また、本資金調達は2～3年にわたる長期投資に該当するため、グループ間における1～2ヶ月を返済期限とする短期間のつなぎ融資は取り得る選択肢になりませんでした。さらに、当社の株主である株式会社インデックスが、平成26年4月30日に東京地裁から民事再生手続きの廃止決定を受け破産手続きに移行したため、担保に供している当社株式を市場で継続的に売却を進めている影響(平成26年4月21日インデックス提出の変更報告書の所有株数から9月4日のインデックス提出の変更報告書の所有株数が947,400株も売却

されており継続的な売り圧力の影響)から、株式会社インデックスの株式売却が終了するまでは、公募増資やライツオファリング等の資金調達手段も困難と判断致しました。そのため当社としては開発後の回収を考えた上で、現在の当社資金調達状況に理解を得られることと、長期資金支援が可能な投資家からの支援を受ける事が望ましいとの結論になりました。第三者割当増資の各スキームを検討致しましたが、新株予約権での資金調達では開発費、仕入れ及び M&A 費用においての1年以内に発生する当社の喫緊の資金需要に対し、万が一行使がされなければ資金需要に対応することができない可能性があること、また開発費用は開発初期の段階で資金確保が出来ていることが開発着手の可否にとって重要であるため、新株予約権であると開発資金が必要なタイミングで現預金での調達が出来ない可能性があることから、資金確保の確実性が高い新株式発行と転換社債型新株予約権付社債発行の2種を、今回の調達手段として選択いたしました。当初は、返済義務のない安定した資金となる新株式発行を主に検討しておりましたが、まずは転換社債型新株予約権付社債の引受のみとして、業績等を鑑みてから株式への転換を検討したいという意向や、新株式発行と転換社債型新株予約権付社債の引受にてリスクを分散化したいという割当先の意向もあり、2種の発行をすることと致しました。当社といたしましても、新株式のみ発行という選択肢を取った場合に当社株式の希薄化が一気に進むことに対する懸念もあり、新株式と転換社債型新株予約権の2種の発行をすることと致しました。本新株予約権付社債については、任意取得条項(以下「取得条項」といいます。)と行使制限条項(発行時から平成27年11月16日までの間は、株価が発行時株価の150%(629円)を超過した日以降でないと行使はできない。)が付されております。取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的とします。行使制限条項を付与することで、当初1年間は発行時株価より株価が150%程度上昇した後に株式に転換されることが期待され、転換の時期を第三者割当増資による新株発行とタイムラグを発生させることで、大量の株式発行に伴う希薄化が一度に進まないようにすることを目的としております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額及び払込金額の算定根拠及びその具体的内容

i. 新株式

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成26年10月29日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である419円といたしました。当該発行価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、各割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。本第三者割当増資により、一定程度の希薄化をすることとなりますが、競争の激しい通信業界での生き残りをかけるためには、絶え間ない開発と販売が必須であると考えており、中長期的には、今回の増資による資金を開発に投下することは、株主様の利益に資するものと考えております。

また、上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価格)を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

ii. 転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債100円につき100円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成26年10月29日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である419円といたしました。当該発行価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、各割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 能勢元）に新株予約権の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成 26 年 10 月 29 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート 0.036%)、割引率(信用リスク)、ボラティリティ(70.56%)、権利行使期間 3 年（平成 26 年 11 月 17 日から平成 29 年 11 月 16 日まで）、繰上償還条項、発行時から平成 27 年 11 月 16 日までの間は、株価が行使制限に定める価格に到達するまでは、割当予定先は新株予約権の行使ができないものとする行使制限条項等を参考に一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分の公正価値を本新株予約権付社債に付された新株予約権 1 個につき 13,287.63 円と算定いたしました。

当社は本新株予約権付社債に付された新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価が本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお実質的な対価は、本新株予約権付社債の券面総額 815 百万円に対する 3 年分の利息相当額は 61,125 千円程度（利息相当額＝本新株予約権付社債の券面総額 815 百万円×（当社の借入金利率 3%－社債利率）×3 年）であり、新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値である 10,829,419 円（本新株予約権 1 個当り公正価値 13,287.63 円×815 個）を上回る水準であります。

また今回は、当社の今後の事業価値の増大を予想し、本新株予約権付社債には、発行体である当社による繰上償還条項（以下「取得条項」といいます。）が付与されております。取得条項が付与されている理由は、第一義的には新株予約権の行使促進にあります。当社が、取得条項にかかる通知を割当先に行ったにもかかわらず、割当先が残存する本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しない場合には、残数を償還した上で代替資金調達を実行することになります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間満了日（平成 29 年 11 月 16 日）に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、①転換も繰上償還もされない場合、②繰上償還を行う場合、③転換した場合、において、①から③のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。また転換制限期間内においても①から③のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しておりますが、転換制限条項に定める株価に到達するまでは、転換行動をとることが出来ない仮定をしております。

ii. 本新株予約権については、基本的には株価が転換価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは 32.23%（修正 CAPM により算定した株主資本コスト 6.31%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 25.92%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額 419 円に代替資金調達コスト分 135 円（差額）を加えた 554 円（転換価額 419 円×（代替資金調達コスト 32.23%+100%）：少数点以下切上げ）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動す

ることが合理的と考えられるためです。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が554円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した新株予約権の算定報告書によると、取得条項がない場合の新株予約権の1個当たりの価値は、83,868.33円となり、取得条項がある場合と比べ新株予約権の1個当たりの価値が70,580.70円程度高く評価されております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

転換後の株価 = (転換時株価 × 発行済株式総数 + 転換価額 × 転換による発行株式数) / (発行済株式総数 + 転換による発行株式数)

なお取得条項の発動時の株価水準である554円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が535円に低下するとの前提としております。

転換後の株価 = (554円 × 11,630,800株 + 419円 × 1,944,600株) / (11,630,800株 + 1,944,600株) = 535円

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,880株(平成23年10月30日から平成26年10月29日までの日次売買高の中央値である18,800株の10%)づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、平成25年11月改正前「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また本新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析をすることを通じて新株予約権付社債の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例における事例でも、新株予約権部分の払込価額を無償とする新株予約権付社債を発行した場合においては、「新株予約権の

実質的対価」と「新株予約権の公正な価値」とを比較し、前者が後者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断されています。この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した本新株予約権の公正価値評価額（10,829,419円）が新株予約権の実質的対価である利息相当額（61百万円程度）を下回るため、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法であるとの結論を導いております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資によって発行される株式数は686,200株（議決権の数は6,862個）であります。また、本新株予約権付社債が当初転換価額で本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行された当社の株式数は1,944,600株（議決権の数は19,446個）であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数11,630,400株（議決権の総数は116,304個）に対して22.62%の割合で希薄化が生じることとなります。

また、本新株式及び本新株予約権付社債全てが行使された場合の最大交付株式数2,630,800株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は121,669株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の4.62%程度であります。

本新株及び本新株予約権付社債の行使により発行される株式の各割当予定先の保有方針について、新株割当予定先はご支援を頂く主旨の長期保有が目的の割当先と純投資の為の中長期保有が目的の割当先があり、本新株予約権付社債の割当予定先の保有方針は、フィスコ社を除く全ての割当予定先は、純投資を目的としております。フィスコ社は、株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

保有方針については中長期様々な方針がありますが、本新株式及び本新株予約権付社債全てが行使された場合の最大交付株式数2,630,800株を行使期間である3年間（発行後1年間は、株価が150%超とならなければ行使できない。245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になって、仮に一気に希薄化が進んだ場合でも、1日当たりの売却数量は3,579株となり、上記1日当たりの出来高の2.94%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。なお、本新株予約権付社債については当社の判断により任意に本新株予約権付社債を償還することが可能であることから、本新株予約権付社債の転換の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権付社債に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の売上に寄与する製品の開発資金および仕入原価低減の為に使用すること。また、今後の事業シナジーが見込める業務提携及びM&A資金であること、そして来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、合理的な水準であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

i. 新株式割当予定先の概要

① 名称	Brilliance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)
②所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands
③設立根拠等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト
④組成目的	純投資

⑤組成日	平成 21 年 3 月 1 日	
⑥出資の総額	500,000,000 円	
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお 10%以上の主要株主はおりません。また大株主の出資比率及び出資者の氏名については、投資一任勘定委託先が出資者に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えています。	
⑧業務執行組合員の概要	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	事業内容	投資業
	資本金	59,000,000 円相当
⑨国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません
⑩上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

①名称	Brilliance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)
②所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands
③設立根拠等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト
④組成目的	純投資
⑤組成日	平成 22 年 5 月 1 日
⑥出資の総額	1,000,000,000 円
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management

	Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお 10%以上の主要株主はおりません。また大株主の出資比率及び出資者の氏名については、投資一任勘定委託先が出資者に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えています。	
⑧業務執行組合員の概要	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	事業内容	投資業
	資本金	59,000,000 円相当
⑨国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません
⑩上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

①名称	Brilliance Strategic Partners Fund (ブリランス・ストラテジック・パートナーズ・ファンド)
②所在地	3rd Floor Williams House 20 Reid Street Hamilton HM11 Bermuda
③設立根拠等	英国領バミューダ諸島に設立されたユニット・トラスト
④組成目的	純投資
⑤組成日	平成 26 年 3 月 5 日
⑥出資の総額	500,000,000 円
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお 10%以上の主要株主はおりません。また大株主の出資比率及

	び出資者の氏名については、投資一任勘定委託先が出資者に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えています。	
⑧業務執行組合員の概要	名称	Brillance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	事業内容	投資業
	資本金	59,000,000 円相当
⑨国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません
⑩上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

① 商 号	サンポー食品株式会社
② 本 店 所 在 地	佐賀県三養基郡基山町長野 230
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大石 忠徳
④ 事 業 内 容	即席めん(カップめん、棒状ラーメン、干し中華麺)及び、乾麺の製造販売
⑤ 資 本 金 の 額	12,000,000 円
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 24 年 6 月 9 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	7,980,780 株
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	7 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	81 名
⑩ 主 要 取 引 先	株式会社日本アクセス・三菱食品株式会社・加藤産業株式会社(株)
⑪ 主 要 取 引 銀 行	福岡銀行・佐賀銀行・三井住友銀行
⑫ 大株主及び持株比率	大石忠徳 28.98%

⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者の概要状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）		（単位：百万円）	
	25/1期	25/7期	26/7期
純資産	1,522	1,548	1,608
総資産	2,226	2,043	2,186
1株当たり純資産（円）	190.79	193.94	201.48
売上高	1,997	901	1,956
営業利益	100	28	44
経常利益	135	34	79
当期純利益	76	25	60
1株当たり当期純利益（円）	9.58	3.17	7.57
1株当たり配当金（円）	2	2	2

① 商号	株式会社大古曾		
② 本店所在地	兵庫県芦屋市山手町1番18号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大社貴子		
④ 事業内容	有価証券の管理、保有、投資等		
⑤ 資本金の額	10,000,000円		
⑥ 設立年月日	平成18年1月20日		
⑦ 発行済株式数	200株		
⑧ 事業年度の末日	12月31日		
⑨ 従業員数	0名		
⑩ 主要取引先	野村証券		
⑪ 主要取引銀行	三井住友銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	大社寛之 80% 宗教法人法道寺 15%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者の概要状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）		（単位：百万円）	
	23/12期	24/12期	25/12期
純資産	△210	△682	△390
総資産	5523	4054	3091
1株当たり純資産（円）	△1,052,455	△3,414,036	△1,952,570
売上高	78	72	167

営業利益	71	66	148
経常利益	1	△240	75
当期純利益	△18	△472	292
1株当たり当期純利益 (円)	△92,901	△2,361,581	1,461,465
1株当たり配当金(円)	0	0	0

① 商号	株式会社ベイビーブラックス		
② 本店所在地	東京都虎ノ門5丁目3番20号 仙石山アネックス306		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 畑村 秀俊		
④ 事業内容	投資事業組合等の財産の運営及び管理		
⑤ 資本金の額	100,000円		
⑥ 設立年月日	平成22年12月1日		
⑦ 発行済株式数	100株		
⑧ 事業年度の末日	3月31日		
⑨ 従業員数	0人		
⑩ 主要取引先	個人		
⑪ 主要取引銀行	みずほ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社GD 100% (本社：東京都港区虎ノ門5-3-20、代表取締役：田中英治)		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者の概要状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			(単位：円)
	24/11期	25/11期	26/3期
純資産	△275,836	△504,700	△413,935
総資産	301,257	941,573	511,101
1株当たり純資産(円)	△2,758	△5,047	△4,139
売上高	736,777	735,840	243,937
営業利益	23,930	△154,976	108,032
経常利益	23,952	△154,934	108,065
当期純利益	△49,598	△228,864	90,765
1株当たり当期純利益 (円)	△495	△2,288	907
1株当たり配当金(円)	0	0	0

① 名称	ネクス M2M 投資事業組合
② 所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
③ 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律

④ 組 成 目 的	M2M 関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社の株式の取得	
⑤ 組 成 日	平成 26 年 9 月 1 日	
⑥ 出 資 の 総 額	20,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	松原 彰雄 49.95% 松原 慶子 49.95%	
⑧ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	畑村 秀俊
	事業内容 資本金	投資事業組合財産の運用・管理 100,000 円
⑨ 上 場 会 社 と 当 該 フ ェ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

① 名 称	KST トラストファンド投資事業組合	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	M2M 関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社の株式の取得	
⑤ 組 成 日	平成 26 年 8 月 1 日	
⑥ 出 資 の 総 額	30,000,000 円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	菊地 敬一 99.93%	
⑧ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	畑村 秀俊
	事業内容 資本金	投資事業組合財産の運用・管理 100,000 円
⑨ 上 場 会 社 と 当 該 フ ェ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

① 名 称	M2M トラスト投資事業組合	
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	

④	組 成 目 的	M2M 関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社の株式の取得	
⑤	組 成 日	平成 26 年 8 月 1 日	
⑥	出 資 の 総 額	20,000,000 円	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	福田 哲 99.90%	
⑧	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	株式会社ベイビーブラックス
		所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
		代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	畑村 秀俊
		事 業 内 容	投資事業組合財産の運用・管理
		資 本 金	100,000 円
⑨	上 場 会 社 と 当 該 フ ェ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
		上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

①	名 称	IT トラスト投資事業組合	
②	所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④	組 成 目 的	M2M 関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社の株式の取得	
⑤	組 成 日	平成 26 年 8 月 1 日	
⑥	出 資 の 総 額	20,000,000 円	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	(株)トラストポート 代表取締役：田中英治 東京都港区虎ノ門 5 丁目 3 番 20 号 99.90%	
⑧	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	株式会社ベイビーブラックス
		所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
		代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	畑村 秀俊
		事 業 内 容	投資事業組合財産の運用・管理
		資 本 金	100,000 円
⑨	上 場 会 社 と 当 該 フ ェ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
		上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

①	名 称	YT トラスト投資事業組合	
②	所 在 地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	

③	設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④	組成目的	M2M 関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社	
⑤	組成日	平成 26 年 8 月 20 日	
⑥	出資の総額	20,000,000 円	
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	山瀬 昭宏 99.90%	
⑧	業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
		所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
		代表者の役職・氏名	畑村 秀俊
		事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
		資本金	100,000 円
⑨	上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
		上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

①	名称	投資事業組合 F ターゲットファンド	
②	所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306	
③	設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④	組成目的	M2M 関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社の株式の取得	
⑤	組成日	平成 26 年 8 月 7 日	
⑥	出資の総額	50,000,000 円	
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	日浅 雄二郎 39.98% ヒアサ商事(株) (福岡県筑紫群那珂川町恵子 1-35、代表取締役：日浅一郎) 19.99% 山下 芳隆 19.99% 日浅 一郎 19.99%	
⑧	業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
		所在地	東京都港区虎ノ門 5 丁目 3-20 仙石山アネックス 306
		代表者の役職・氏名	畑村 秀俊
		事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
⑨	上場会社と当該ファンドとの関係	資本金	100,000 円
		上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
		上場会社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。

① 名称	投資事業組合Sターゲットファンド	
② 所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306	
③ 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組成目的	M2M 関連分野で事業を展開する日本国内の上場会社の株式の取得	
⑤ 組成日	平成 26 年 10 月 8 日	
⑥ 出資の総額	6,000,000 円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	(株)IMS 企画 (佐賀県佐賀市兵庫北 4 丁目 15-21、代表取締役：宮田真理) 99.72%	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	株式会社ベイビーブラックス
	所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス 306
	代表者の役職・氏名	畑村 秀俊
	事業内容	投資事業組合財産の運用・管理
	資本金	100,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

① 氏名	武田将宣
② 住所	大阪府大阪市
③ 上場会社と当該個人との間の関係	当社の子会社の従業員です。
④ 当社への出資状況	0 株

① 氏名	古賀勝
② 住所	東京都国分寺市
③ 上場会社と当該個人との間の関係	当社の子会社の従業員です。
④ 当社への出資状況	0 株

① 氏名	城丸修一
② 住所	福岡県筑紫郡
③ 上場会社と当該個人との間の関係	当社の子会社の従業員です。
④ 当社への出資状況	0 株

① 氏名	吉元麻衣子
② 住所	東京都世田谷区

③ 上場会社と当該個人との間の関係	当社親会社の監査役です。
④ 当社への出資状況	0株

ii. 転換社債型新株予約権付社債割当予定先の概要

① 商号	MARVEL TIME GLOBAL LIMITED (マーベル・タイム・グローバル・リミテッド)		
② 本店所在地	P. O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		
③ 代表者の役職・氏名	The Sole Director FU FENFANG (傅芬芳)		
④ 事業内容	投資業		
⑤ 資本金の額	5,400,000円相当		
⑥ 設立年月日	2013年2月26日		
⑦ 発行済株式数	50,000株		
⑧ 事業年度の末日	12月31日		
⑨ 従業員数	0人		
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。		
⑪ 主要取引銀行	The Bank of East Asia, Limited		
⑫ 大株主及び持株比率	FU FENFANG (フウ・フェン・ファン) 100%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者の概要状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			(単位：百万円)
	25/12期	-	-
純資産	5.4	-	-
総資産	5.4	-	-
1株当たり純資産(円)	108	-	-
売上高	-	-	-
営業利益	-	-	-
経常利益	-	-	-
当期純利益	-	-	-
1株当たり当期純利益(円)	-	-	-
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(注) 現在まで投資実績が無く計算書類を作成していないため、経営成績について記載をしておりません。

①名称	Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)	
②所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	
③設立根拠等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
④組成目的	純投資	
⑤組成日	平成 21 年 3 月 1 日	
⑥出資の総額	500,000,000 円	
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお 10%以上の主要株主はおりません。また大株主の出資比率及び出資者の氏名については、投資一任勘定委託先が出資者に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えています。	
⑧業務執行組合員の概要	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	事業内容	投資業
	資本金	59,000,000 円相当
⑨国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません
⑩上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

①名称	Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)
②所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P. O. Box 30592,

	Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
③設立根拠等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
④組成目的	純投資	
⑤組成日	平成 22 年 5 月 1 日	
⑥出資の総額	1, 000, 000, 000 円	
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお 10%以上の主要株主はおりません。また大株主の出資比率及び出資者の氏名については、投資一任勘定委託先が出資者に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えています。	
⑧業務執行組合員の概要	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	事業内容	投資業
	資本金	59, 000, 000 円相当
⑨国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません
⑩上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

①名称	Brilliance Strategic Partners Fund (ブリランス・ストラテジック・パートナーズ・ファンド)
②所在地	3rd Floor Williams House 20 Reid Street Hamilton HM11 Bermuda
③設立根拠等	英国領バミューダ諸島に設立されたユニット・トラスト
④組成目的	純投資

⑤組成日	平成 26 年 3 月 5 日	
⑥出資の総額	500,000,000 円	
⑦出資者・出資比率・出資者の概要	投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお 10%以上の主要株主はおりません。また大株主の出資比率及び出資者の氏名については、投資一任勘定委託先が出資者に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えています。	
⑧業務執行組合員の概要	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	事業内容	投資業
	資本金	59,000,000 円相当
⑨国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません
⑩上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

① 商 号	アマノ本部株式会社
② 本 店 所 在 地	愛知県名古屋市中区葵一丁目 3 番 15 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 天野 信二
④ 事 業 内 容	ヘルス&ビューティ事業、調剤事業、メディカルサービス事業、病院コンビニエンスストア事業
⑤ 資 本 金 の 額	100,000,000 円
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 21 年 11 月 9 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,667,600 株
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	8 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	37 名

⑩	主要取引先	株式会社アマノ、カメラのアマノ株式会社 他		
⑪	主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	(株)天友 20.4%、アマノ持株会 16.7%、天野エンザイム(株) 14.1%、天野信二 13.0% (自己株 31,500 株含まず)		
⑬	当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
		取引関係	同社は当社の社債引受実績 200 百万円(平成 25 年 6 月 12 日社債引受、平成 26 年 12 月 10 日償還予定)があります。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		関連当事者の概要状況	該当事項はありません。	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			(単位:百万円)
		24/8 期	25/8 期	26/8 期
	純資産	4,373	4,492	4,575
	総資産	5,451	5,505	5,614
	1株当たり純資産(円)	2,622	3,301	2,743
	売上高	2,218	1,097	1,057
	営業利益	72	60	36
	経常利益	70	57	95
	当期純利益	20	83	35
	1株当たり当期純利益(円)	13.8	50.8	21
	1株当たり配当金(円)	12.5	12.5	12.5

①	商号	株式会社フィスコ		
②	本店所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18 番 15 号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 狩野 仁志		
④	事業内容	情報サービス事業、コンサルティング事業、インターネット旅行事業 デバイス事業、広告代理業		
⑤	資本金の額	1,210,579,604 円(平成 26 年 10 月 30 日現在)		
⑥	設立年月日	平成 7 年 5 月 15 日		
⑦	発行済株式数	36,847,500 株		
⑧	事業年度の末日	12 月 31 日		
⑨	従業員数	153 名(平成 25 年 12 月期)		
⑩	主要取引先	(株)QUICK、トムソン・ロイター・マーケッツ(株)、ヤフー(株)		
⑪	主要取引銀行	(株)三井住友銀行、(株)りそな銀行、(株)三菱東京UFJ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	シーケッジ インベストメント インターナショナル リミテッド 45.7% (株)サンジ・インターナショナル 2.1%		
⑬	当社との関係等	資本関係	4,078,300 株(35.06%) 割当予定先の子会社の間接所有分 3,000,000 株を含めると、当社普通株式 7,078,300 株(60.86%)を保有する当社の親 会社であります。	

取引関係	当社は同社への貸付実績 150 百万円（平成 25 年 5 月 1 日貸付、平成 27 年 4 月 30 日返済予定）があります。転換社債型新株予約権付社債 400 百万円（平成 26 年 2 月 7 日社債引受、平成 29 年 2 月 6 日償還予定）を引き受けていただいております。
人的関係	同社の取締役 2 名が当社取締役を兼務し、同社の取締役 2 名が当社監査役を兼務しております。なお、当社代表取締役が株式会社フィスコの完全子会社である株式会社フィスコ・キャピタルの代表取締役を兼務しております。
関連当事者の概要状況	関連当事者に該当いたします。

⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）		（単位：百万円）		
	23/12 期	24/12 期	25/12 期	
純 資 産	1,491	2,510	3,741	
総 資 産	1,879	4,255	6,124	
1 株当たり純資産（円）	202.16	265.46	352.01	
売 上 高	1,125	4,041	6,681	
営 業 利 益	5	213	213	
経 常 利 益	10	425	580	
当 期 純 利 益	139	477	558	
1 株当たり当期純利益	19.71	61.39	80.32	
1 株当たり配当金（円）	—	—	17	

① 氏 名	深海 康史
② 住 所	千葉県千葉市
③ 上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。
④ 当社への出資状況	0 株

（2）割当予定先を選定した理由

前述した理由から、M2M 分野に置ける事業拡大戦略を実施していくうえで必要とされる、資金を調達する手段として、自己資金に加え、金融機関からの借入れ、グループ間のつなぎ融資、公募増資やライツオファリング等の資金調達手段を検討しましたが困難と判断致しました。

そのような状況下で、当社が平成 23 年 6 月に発行しました第 8 回乃至第 9 回新株予約権の引受実績のある Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund の投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. に、平成 26 年 8 月頃から直近の事業説明及び今後の事業展開で必要とする資金調達に関して打診を致しました。当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたこと、また当社の株主である株式会社インデックスが、平成 26 年 4 月 30 日に東京地裁から民事再生手続きの廃止決定を受け破産手続きに移行したため、インデックスが担保に供している当社株式を市場で継続的に売却を進めている影響を鑑みていただき、今後の当社の発展性や事業成長性について一定の評価を頂きました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株式の割当先として Brilliance

Capital Management Pte.Ltd. から投資事業組合である Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Strategic Partners Fund を紹介して頂き選定致しました。当初は引受先の希望として転換社債型新株予約権付社債の引受のみを検討して頂いておりましたが、当社としては返済義務のない安定した資金となる新株式発行を検討をして頂きたい旨を伝え、一部は新株式の発行、一部は転換社債型新株予約権付社債と言う形で引き受けて頂く事になりました。

サンポー食品株式会社、株式会社大古會につきましては、当社の親会社である株式会社フィスコ（東京本社：東京都港区 5-4-30、代表取締役社長：狩野 仁志、以下「フィスコ社」という）より平成 26 年 9 月中旬にご紹介を頂きました。サンポー食品株式会社は、平成 23 年にフィスコ社が投資をした中金オンライン社（代表者：沈文策、中国福建省）の投資家になります。また株式会社大古會は、同投資案件の別の投資家からフィスコ社がご紹介をうけ、フィスコ社より当社にご紹介を頂きました。両社とも当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株式の割当先として選定を致しました。当初より返済義務のない安定した資金となる新株式発行を検討をして頂きたい旨を伝え、了承を頂きました。

株式会社ベイビーブラックス、および株式会社ベイビーブラックスが業務執行組合員を務める投資事業組合（ネクス M2M 投資事業組合、KST トラストファンド投資事業組合、M2M トラスト投資事業組合、IT トラスト投資事業組合、YT トラスト投資事業組合、投資事業組合 F ターゲットファンド、投資事業組合 S ターゲットファンド）につきましては、当社グループと M&A 等についてのコンサルティング契約を締結しております株式会社 GD（東京都港区虎ノ門 5-3-20、代表取締役：田中 英治）より平成 26 年 8 月頃にご紹介を頂きました。株式会社 GD は株式会社ベイビーブラックスの 100%株主になります。株式会社ベイビーブラックスには、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的について理解をいただき、それぞれの投資事業組合については、株式会社ベイビーブラックスを通して説明を頂きました。また、株式会社ベイビーブラックスより当該引受けについては中長期的な純投資として引受を頂くとの事でしたので、当初より新株式の引受を頂く事で話をを行い、了承を頂きました。それぞれの割当先が当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株の割当先として選定致しました。

また、武田将宣氏、古賀勝氏、城丸修一氏、吉元麻衣子氏につきましては、当社グループ会社の従業員及び親会社の監査役を勤めておりますが、平成 26 年 9 月も当該従業員および親会社監査役より当社の株主も取得したい旨の申請があり、マーケットからの購入よりも資本金増加が図れる本第三者割当増資の引き受けを打診したところ、受諾していただきました。

転換社債型新株予約権付社債につきましては、当社の親会社であるフィスコ社に加え、前述した Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Strategic Partners Fund と、以前より当社と取り引き実績のあるアマノ本部株式会社、フィスコ社より、フィスコ社の子会社である星際富溢（福建）信息諮詢有限公司（中国福建省、代表者：狩野 仁志）の取引先である MARVEL TIME GLOBAL LIMITED、中金オンライン社の投資者である深海康史氏をご紹介頂きました。

アマノ本部株式会社は、平成 25 年 6 月に発行しました第 1 回無担保普通社債の引受実績があり、平成 26 年 9 月頃から直近の事業説明及び今後の事業展開で必要とする資金調達に関して打診を致しました。以前より当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいております、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価を頂きました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約券付社債の割当先として選定致しました。

フィスコ社は、当社の親会社として、常に事業に必要な資金について情報を共有し、他社を含めた出資先の選定のご協力を頂いております。今回は将来的な株式への転換を視野にいれ、希薄化が一度に進まない事を配慮して転換社債型新株予約権付社債の引受を希望され、資金援助を応諾して頂きました。

MARVEL TIME GLOBAL LIMITED および深海康史氏は、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいております、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価を頂きました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約券付社債の割当先として選定致しました。

また、全ての割当予定先について反社会勢力と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社ディークエスト（東京都千代田区駿河台 3-4、代表取締役：脇山太介）に調査を依頼しました。そして、同社の保有する公知情報データベースとの照合を行った結果、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主（割当予定先がファンドの場合は、主な出資者のことをいう。）が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。なお、株式会社フィスコにつきましては、株式会社東京証券取引所に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応すること、併せて基本的な考え方を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認したところ、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。これらにより、当社は、全ての割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等と一切の関係が無い事を確認し、社会的信用力は十分であると判断しております。また、全ての割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（3）割当予定先の保有方針

i. 新株式割当先

Brillance Hedge Fund、Brillance Multi Strategy Fund、Brillance Strategic Partners Fund 株式会社ベイビーブラックス、ネクス M2M 投資事業組合、KST トラストファンド投資事業組合、M2M トラスト投資事業組合、IT トラスト投資事業組合、YT トラスト投資事業組合、投資事業組合 F ターゲットファンド、投資事業組合 S ターゲットファンドにつきましては、中長期における純投資であります。今後の当事業成長及び株価次第で、市場動向を勘案しながら売却を決定したい旨の表明を口頭で受けております。

また、上記以外の割当予定先につきましては、いずれも、当社に対するこの支援を頂く趣旨から、長期的に当社株式を保有することを口頭で確認しております。

なお、当社は各割当予定先から、払込期日より 2 年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得致します。さらに当該株式を担保提供又は貸株を行う場合は、事前に当社に報告することを書面で確認しております。

ii. 転換社債型新株予約権付社債割当先

フィスコ社を除く割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と各割当予定先との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりますが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権付社債の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、Brillance Hedge Fund、Brillance Multi Strategy Fund、Brillance Strategic Partners Fund の投資有価証券の処分等の運用を行うファンドマネージャーは、日本の上場企業への投資実績を有する経験豊富な者が担当しており、毎取引日において市場動向や株価等を注視し、上記方針に則った当該ファンドの投資有価証券の処分や運用を行う体制が整備されているとのことです。

また、フィスコ社は、当社の親会社として、戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。従いまして、株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

全ての割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。なお、株式会社

フィスコにつきましては東京証券取引所の上場企業であり、直近の財務諸表における売上高、当期利益、純資産額等から支払余力は十分にあると考えております。また、払込みに際して必要な資金を確保している旨の報告を受けております。また、株式会社ベイビーブラックスにつきましては、引受にかかる資金全額を親会社である株式会社 GD からの借り入れにより調達しております。当社としましては、当該借入に関わる金銭消費貸借契約書を確認し、さらに株式会社 GD からは貸付金の原資が、自己資金である旨を口頭で確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年5月31日現在）		i. 新株式募集後	
(株)フィスコ	35.06%	(株)フィスコ	33.11%
(株)ダイヤモンドエージェンシー	25.79%	(株)ダイヤモンドエージェンシー	24.36%
(株)インデックス	12.32%	(株)インデックス	11.64%
(株)エイビット・ホールディングス	3.00%	(株)エイビット・ホールディングス	2.83%
(株)ジェイサイト	2.11%	(株)ジェイサイト	1.99%
森本 友則	1.56%	森本 友則	1.47%
日本証券金融(株)	1.49%	日本証券金融(株)	1.41%
丸谷商事(株)	0.67%	Brillance Multi Strategy Fund	0.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	0.67%	投資事業組合Fターゲットファンド	0.85%
ビーエヌワイエム エスエーエヌ ブイ ビーエヌワイエム ク ライアント アカウント エム ピーシーエス ジャパン	0.49%	丸谷商事(株)	0.63%

新株式募集後		転換社債付新株予約権行使後	
(株)フィスコ	33.11%	(株)フィスコ	31.94%
(株)ダイヤモンドエージェンシー	24.36%	(株)ダイヤモンドエージェンシー	21.04%
(株)インデックス	11.64%	(株)インデックス	10.05%
(株)エイビット・ホールディングス	2.83%	MARVEL TIME GLOBAL LIMITED	4.35%
(株)ジェイサイト	1.99%	Brillance Multi Strategy Fund	2.76%
森本 友則	1.47%	(株)エイビット・ホールディングス	2.45%
日本証券金融(株)	1.41%	(株)ジェイサイト	1.72%
Brillance Multi Strategy Fund	0.87%	アマノ本部(株)	1.67%
投資事業組合Fターゲットファンド	0.85%	森本 友則	1.27%

丸谷商事(株)	0.63%	Brilliance Strategic Partners Fund	1.25%
---------	-------	------------------------------------	-------

8. 今後の見通し

本第三者割当増資による平成26年11月期の当社業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後影響を与える事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式発行は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見書入手及び意思確認手続きは要しません。

10. 支配株主との取引に関する事項

本新株予約権付社債の割当は支配株主との取引等に該当します。

当社は平成26年2月28日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において「支配株主との取引については、各取引における市場状況等を把握し当該市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がなされており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。」と記載しております。

「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本第三者割当増資の適合状況は、以下のとおりです。

当社は、割当予定先との間において、当社の自由な事業活動を阻害されるような状況にはなく、本件は当社の事業成長性に鑑みて転換社債型新株予約権付社債の付与を実施するものであり、独立性が確保されていると認識しております。また、割当予定先との取引については、他の取引先との取引と同様の基準に基づき適正に意思決定を行っており、経営の独立性を確保しております。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関しまして、「5. 発行条件等の合理性」 「(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容」にて前述のとおり、当社は、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）に本新株予約権付社債の株式価値の算定を依頼し、同機関より取得した本新株予約権付社債の株式価値算定書の結果等を踏まえて、本新株予約権付社債の払込金額を決定しており、本新株予約権付社債の取引条件は合理的かつ公正であると考えております。加えて、当社の取締役会において、独立役員である社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛同を得て決議しております。

なお、当社の取締役である石原直樹氏は、割当予定先の子会社の代表取締役を兼任しているため、利益相反となり得る立場にあることに鑑みて、本新株予約権付社債の発行に係る決議には参加しておりません。したがって、本新株予約権付社債の発行は、上記「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。なお、本新株予約権付社債の発行は、上場会社が支配株主との間で重要な取引等を行うことについての決定をする場合に該当しますので、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に基づき、当社の支配株主である割当予定先と利害関係を有しない独立役員である長瀬眞氏より、平成26年10月30日開催の取締役会にて当社が本新株予約権付社債を行うことについての決定は、①本新株予約権付社債の発行の目的が当社の企業価値向上を目指すものであって正当であると認められること、②本新株予約権付社債の内容は当社少数株主の利益に配慮したものであり、かつ、本新株予約権付社債の発行価額は当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関の算定結果に照らし不当と認められる事情はなく、本新株予約権付社債の取引条件は公正な内容であると認められること、及び③本新株予約権付社債の手続きに関しては、当社と割当予定先との間の協議・交渉過程において特段不合理な点は認められず、当社における意思決定過程についても利益相反となり得る立場にある者を審議及び決議に参加させず利益相反を回避するための措置が取られており、本新株予約権付社債の発行は、当社の事業拡大に寄

与するものであることを鑑みると、当社少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を述べております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年7月期	平成24年11月期	平成25年11月期
連結売上高（百万円）	3,809	1,864	4,948
連結営業利益（百万円）	△270	95	
連結経常利益（百万円）	△341	93	487
連結当期純利益（百万円）	△632	86	430
1株当たり 連結当期純利益（円）	△162.25	9.77	39.79
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産（円）	113.88	123.84	212.57

（注）平成24年11月期は、決算期変更により平成24年8月1日から平成24年11月30日までの4ヶ月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,630,800株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	0株	0.00%

(3) 最近の株価の状況

(i) 最近3年間の状況

	平成24年7月期	平成24年11月期	平成25年11月期
始 値	36,650円	23,500円	18,800円
高 値	61,000円	26,500円	60,900円 □1,037円
安 値	21,660円	17,600円	18,550円 □319円
終 値	23,300円	18,940円	713円

（注）1. 平成24年11月期は、決算期変更により平成24年8月1日から平成24年11月30日までの4ヶ月間となっております。

2. □印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(ii) 最近6ヶ月間の状況

	平成26年4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	669円	666円	555円	840円	740円	738円
高 値	940円	680円	1,120円	953円	833円	757円
安 値	638円	505円	540円	635円	635円	671円
終 値	694円	541円	835円	738円	723円	678円

(iii) 発行決議日の前営業日における株価

	平成26年10月29日
始 値	416円
高 値	424円
安 値	415円

終 値	419 円
-----	-------

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成 24 年 7 月 4 日
調達資金の額	99,990,800 円
発行価額	1 株につき 23,450 円
募集時における発行済株式数	36,782 株
当該募集による発行株式数	4,264 株
募集後における発行済株式総数	41,046 株
割当先	株式会社アイキューブ
発行時における当初の資金使途	中国子会社設立費用
発行時における支出予定時期	平成 24 年 7 月～平成 26 年 7 月
現時点における充当状況	中国子会社設立費用に充当しております。

・第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成 24 年 7 月 4 日
調達資金の額	540,000,000 円
転換価額	23,450 円
新株予約権の総数	6 個
募集時における発行済株式数	36,782 株
当該募集による発行済株式数	0 株
募集後における発行済株式総数	36,782 株
割当先	株式会社フィスコ
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（23,450 円）における潜在株式数 23,027 株
現時点における転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）23,027 株
発行時における当初の資金使途	株式会社フィスコが有する当社に対する全債権（金銭 債権と営業債権の一部）の弁済
発行時における支出予定時期	転換時
現時点における資金の充当状況	当社の債務と相殺いたしました。

・第三者割当増資

払込期日	平成 25 年 2 月 8 日
資金調達の額	609,963,860 円
発行価額	1 株につき 25,660 円
募集時における発行済株式数	88,447 株
当該募集による発行株式数	23,771 株
募集後における発行済株式総数	112,218 株
割当先	株式会社フィスコ（23,382 株） 株式会社ケーエスピーホールディングス（389 株）
発行時における当初の資金使途	法人向け M2M モジュール製品開発費用、コンシューマ 向け音声端末機器及びルーター等の開発費用。
発行時における支出予定時期	平成 25 年 2 月～平成 26 年 1 月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

・第三者割当増資

払込期日	平成 25 年 11 月 18 日
資金調達額	302,932,000 円
発行価額	1 株につき 868 円
募集時における発行済株式数	11,281,800 株
当該募集による発行株式数	349,000 株
募集後における発行済株式総数	11,630,800 株
割当先	株式会社エイビット・ホールディングス
発行時における当初の資金使途	M2M モジュール製品の開発費用
発行時における支出予定時期	平成 25 年 11 月～平成 26 年 10 月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に一部充当しました。

・第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成 26 年 2 月 7 日
調達資金額	400,000,000 円
転換価額	622 円
新株予約権の総数	4 個
募集時における発行済株式数	11,630,800 株
当該募集による発行済株式数	643,000 株
募集後における発行済株式総数	12,273,800 株
割当先	株式会社フィスコ
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（622 円）における潜在株式数 643,000 株
現時点における転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）643,000 株
発行時における当初の資金使途	株式会社 SJI が営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業に関して有する権利義務を株式会社ネクス・ソリューションズが承継する吸収分割に対する対価。
発行時における支出予定時期	転換時
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途に充当しました。

株式会社ネクス新株式募集要項

(1) 発行新株式数	普通株式 686,200 株
(2) 発行価額	1 株につき 419 円
(3) 発行価額の総額	287,517,800 円
(4) 資本組入額	1 株につき 210 円
(5) 資本組入額の総額	144,102,000 円
(6) 払込期日	平成 26 年 11 月 17 日
(7) 募集又は割当方法	第三者割当

(割当先)	Brilliance Hedge Fund (35,700 株) Brilliance Multi Strategy Fund (107,300 株) Brilliance Strategic Partners Fund (35,700 株) サンポー食品株式会社 (47,700 株) 株式会社大古會 (71,500 株) 株式会社ベイビーブラックス (22,600 株) ネクス M2M 投資事業組合 (45,300 株) KST トラストファンド投資事業組合 (66,800 株) M2M トラスト投資事業組合 (40,500 株) IT トラスト投資事業組合 (40,500 株) YT トラスト投資事業組合 (45,300 株) 投資事業組合 F ターゲットファンド (105,000 株) 投資事業組合 S ターゲットファンド (14,300 株) 武田将宣 (2,000 株) 古賀勝 (2,000 株) 城丸修一 (2,000 株) 吉元麻衣子 (2,000 株)
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

株式会社ネクス第4回無担保転換社債型新株予約権付社債募集要項

銘柄	株式会社ネクス第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 815,000,000円
各社債の金額（円）	金 15,000,000円と100,000,000の二種
発行価額の総額（円）	金 815,000,000円
発行価額（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（%）	年率0.5%
利払日	償還日
利息支払の方法	1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成29年11月16日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元本は、平成29年11月16日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 繰上償還 当社は、発行日の翌日以降いつでも（以下、当社の指定する償還日を「任意償還日」という。）、当該任意償還日からさかのぼって20営業日までに本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、MARVEL TIME GLOBAL LIMITEDに260,000,000円（額面100,000,000円の本社債2個、15,000,000円の本社債4個）、Brillance Hedge Fundに45,000,000円（額面15,000,000円の本社債3個）、Brillance Multi Strategy Fundに120,000,000円（額面15,000,000円の本社債8個）、Brillance Strategic Partners Fundに60,000,000円（額面15,000,000円の本社債4個）、株式会社フィスコに200,000,000円（額面100,000,000円の本社債2個）、アマノ本部株式会社に100,000,000円（額面100,000,000円の本社債1個）、深海 康史に30,000,000円（額面15,000,000円の本社債2個）を割り当てる。</p>
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成26年11月17日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス管理部
払込期日	平成26年11月17日（月）
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネクス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、

	同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。) で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金419円とする。</p>
	<p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> <p>なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 ② 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合 ③ 時価を下回る価額を持って当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額ともって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額ともって当社の普通株式を交付する場合 ⑤ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 ⑥ 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 815,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新

<p>場合の株式の発行価額及び資本組入額</p>	<p>株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権付社債の社債権者は、平成 26 年 11 月 17 日から平成 29 年 11 月 16 日（本新株予約権付社債の払込み後）までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債を繰上償還した場合は償還日の前営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目 4 番 30 号 株式会社ネクス管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷 3 丁目 3 番 1 号 株式会社みずほ銀行四谷支店（当座預金）</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>3. 発行時から平成 27 年 11 月 16 日までの間は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）の金額に 1.5 を乗じた金額（629 円）を超過した日以降でなければ本新株予約権の行使はできない（終値の小数点以下は切上げ）。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>_____</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>_____</p>

（注） 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面 1,000,000 円あたり 1 個とし、合計 815 個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使

請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
 - (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第4回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
- 3 株式の交付方法
- 当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 4 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権の行使の条件に記載する行使制限条項は、株式の希薄化が一度に生じないために設定している。

以上